

農林水産省補助事業

動物用ワクチン利用の手引き (豚用ウイルスワクチン編)

平成 31 年 3 月

動物用ワクチン等保管協議会

目 次

はじめに

第1	豚の感染症とその予防	2
第2	生ワクチン及び不活化ワクチンの特徴等	4
第3	豚用ウイルスワクチン	5
1	ワクチン一覧の解説（利用にあたって）	5
2	ワクチン一覧	8
2-1	ウイルスワクチン	8
2-2	ウイルス・細菌の混合ワクチン	20

はじめに

この利用の手引きは、「平成 29 年度緊急時ワクチン等流通体制構築委託事業（委託先：農林水産省）」において都道府県、関係団体に配布した「緊急時ワクチン等流通マニュアル」（以下「マニュアル」という。）の適切な運用に寄与する目的で作成したものです。

マニュアルにおいては、農林水産省が緊急時に備えて保管することを指定したワクチン等について疾病発生時等の緊急時における需要見込量の算出を含めた供給体制の整備を都道府県に求めています。この整備作業のためには、当該ワクチンの用法・用量、接種プログラム、使用上の注意等に関する情報を踏まえて行う必要があるため手引きとして保管ワクチン等を含めワクチン全体について整備することとし、その第一歩として牛用ウイルスワクチンを取りあげ、次にそれに牛用細菌ワクチンを追加し、牛用ワクチン全体として整備して「動物用ワクチン利用の手引き（牛用ワクチン編）」として発刊しました（平成 31 年 3 月）。

一般に、ワクチン使用は、万一の病原体侵入に備えるため予防薬として有用ですが、感染症対策は、まず、侵入させないことが最優先事項であり、日常の飼養衛生管理が極めて重要です。また、ワクチン使用にあたっては、ワクチンの特性等を十分に理解した上で使用することにより、その効果が最大限に発揮されることとなります。さらに、このことは、結果として抗菌剤の使用機会を減らし、薬剤耐性対策につながるものであり、公衆衛生上の観点からの重要性が高まっています。逆に、抗菌剤の安易な使用は、感染症の拡大、薬剤耐性菌を出現させ、家畜衛生上、公衆衛生上の問題となるとともに畜産経営上も大きな打撃を受けることとなります。

そこで、今回も、前述のようにワクチンを豚飼養における飼養衛生管理の一つのツールと位置付け、その使用の参考に供するため本手引きを作成しました。

本手引きの構成は、①「豚の感染症とその予防」（飼養管理その他感染症予防に対する一般的留意事項を整理した内容）②「生ワクチン及び不活化ワクチンの特徴等」（感染症予防の主体をなすワクチンの特徴等を簡潔に取りまとめた内容）③「豚用ウイルスワクチン」（「ワクチン一覧の解説」（ワクチン一覧の内容を解説した内容）及び「ワクチン一覧」（現在、製造販売されている豚用ウイルスワクチン（細菌との混合を含む。）個々の製剤における効能・効果、用法・用量、接種プログラム、使用上の注意（抜粋）等を一覧表とした内容）となっています。

本手引きを地域、飼育場（農家）ごとの感染症対策における衛生管理プログラム作成の一助として活用願います。

なお、本手引きについて逐次、ワクチンの種類、対象動物の範囲の拡充並びに、内容の改定を行っていく所存であることを申し添えます。

（注）マニュアルにおける事業名は、平成 30 年度からは「動物用ワクチン等保管事業」（農林水産省補助事業）に変更されています。